

入札公告

次のとおり、国有林の立木販売と当該伐採跡地における造林事業請負を一括して一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 7 月 16 日

分任契約担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

1 立木販売と造林事業請負の概要

入札番号第 1 号

(1) 立木販売

伐採箇所	秋田県仙北市田沢湖生保内字長内沢国有林 3061 ね林小班外
伐 採 種	皆伐
伐採面積	4.34ha
立木材積	4,052.58m ³
	別紙「公売物件明細書（立木）」のとおりに
現地案内	別紙「現地案内日程表」のとおりに

(2) 造林事業請負

事業名	造林事業請負（生保内地区、地拵・植付）
作業場所	秋田県仙北市田沢湖生保内字長内沢国有林 3061 ね林小班外 上記（1）の伐採跡地
事業内容	地拵・植付 4.34ha

(3) 履行期限

立木販売物件の搬出期間	引渡しの日から令和 8 年 10 月 31 日
造林事業請負の履行期間	契約締結の翌日から令和 8 年 10 月 31 日

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次の立木販売及び造林事業請負に示す全てに該当する者としてします。

(1) 立木販売

最寄りの森林管理局長から「一般競争参加資格確認通知書」の交付を受けた者であること。

(2) 造林事業請負

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」）を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、C 等級である。

（参考）造林の等級区分（資格：役務の提供等（その他））

等 級	競争参加者（数値）
A	7 5 点以上
B	5 5 点以上 7 5 点未満
C	4 0 点以上 5 5 点未満
D	4 0 点未満

ウ 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

（ア）協定書に基づき結成された共同事業体であること。

（イ）競争制限とはならない共同事業体であること。

（ウ）構成員の全てが、全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。

（エ）共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。

（オ）共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること。

（代表者が認定事業主である場合においても(2)に定める等級であること。）

エ 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。

（共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の

資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

カ 平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度は含まない。））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは地拵、植付、下刈、除伐、除伐Ⅱ類、つる切り、本数調整伐 A（除伐Ⅱ類事業）、公園等における樹木の植栽又は草の刈払いとする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度は含まない。））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

また、事業年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の 2 年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

キ 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格（次に掲げる（ア）から（ケ）まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり。

- （ア）技術士（林業、森林土木、林産）
- （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
- （ウ）グリーンマイスター（基幹林業技能士）
- （エ）グリーンワーカー（林業技能作業士）
- （オ）ニューグリーンマイスター（基幹林業作業士）
- （カ）フォレストマネージャー
- （キ）フォレストリーダー
- （ク）フォレストワーカー（林業作業士）
- （ケ）青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度は含まない。））に入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（ア現場代理人として経験した事業、イ現場代理人以外で経験した事業。）に基づく 1 件）に 3 年以上従事している者であること。

ク 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

① チェンソーを使用する作業

（ア）改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号又は第 8 号の 2 特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育（補講））を受講済者であること。

(イ) 改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号修了者であること。

② 刈払機を使用する作業

「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について（昭和 60 年 2 月 19 日付け基発第 90 号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用できる者であること。

ケ 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

コ 以下に定める届出をしている事業者であること。（届出の義務がない者を除く。）

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

サ 上記 1（1）及び（2）に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

なお、本事業に係る条件調査等の受託者は該当無しである。

シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

ス 当該事業に係る申請書及び資料が適正であること。

その記載内容が適正でない場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

セ 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

ソ 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

タ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>）

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2) に掲げるところに従い、申請書及び(3)の資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体についても同様に申請書及び資料(様式 2~様式 4 については共同事業体の構成員が受注した同種の事業及び技術者、従事予定者とする)を提出するほか、協定書を提出し確認を受けるものとする。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間：令和 7 年 7 月 17 日(木)から令和 7 年 7 月 31 日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(正午から午後 1 時 00 分までを除く。)

なお、郵送の場合は令和 7 年 7 月 31 日(木)午後 5 時 00 分までに必着とする。

イ 場 所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

- ウ 提出方法：入札説明書に示す様式により、3 の(2)のイの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 資料の内容

(ア) 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定
認定事業主である場合は認定書の写し

(ウ) 事業実績

同種の事業に係る発注対象事業より下位の等級に対応する等級に格付けされた者である場合及び認定事業主で直近上位より上位に入札する者である場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業に係る実績

(エ) 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等(複数の者でも可とし、経験については、元請・下請として、完成引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの(事業規模の大きいもの)のうち次の優先順位(1)現場代理人として経験した事業。(2)現場代理人以外で経験した事業。)に基づく 1 件をそれぞれ記載すること。)

(オ) 事業成績評定書の通知

事業年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評

定通知書の写し

- (4) 3 の (2) アに規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 8 月 25 日（月）まで（休日等を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時 00 分までを除く）。

イ 交付場所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

ウ 交付方法：上記ア及びイにおいて、無償で交付する。

(3) 入札の方法並びに入札及び開札の日時及び場所

入札書には、立木の買受け見積金額と造林事業請負見積金額との差額の消費税抜きの金額を入札金額として記載すること。また、「国へ納付します。」「国から支払いを受けます。」のどちらかを明確にすること。

ア 入札及び開札の日時

令和 7 年 8 月 26 日（火）10 時 00 分

入札受付は令和 7 年 8 月 26 日（火）午前 9 時 45 分（受付開始）

入札締切は令和 7 年 8 月 26 日（火）午前 10 時 00 分（開札時刻）までとする。

ただし、郵送により入札書を提出する場合は、令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時 00 分までに必着とする。入札書の日付は令和 7 年 8 月 26 日とする。

イ 入札及び開札場所

〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 会議室

ウ 入札書の提出方法

入札は、所定の様式による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

エ 入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを

確認した旨の通知書の写しを提出すること。

オ 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書により競争参加資格の確認を受けること。

5 その他

(1) 入札において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金を免除する。
イ 契約保証金を免除する（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）。

(3) 入札の無効
本公告による競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出
第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式により提出する。
なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(5) 配置予定技術者（現場代理人）の確認
配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否
要。
契約書に記載する立木等の販売金額と造林作業の請負金額の決定については、契約の相手方決定後ただちに相手方からそれぞれの消費税額を加算した立木等の買受金額と造林作業の請負金額について、別添に定める「立木等買受金額および造林作業請負金額内訳書」を提出させ、これに対し森林管理署長が承認することにより決定するものとする。
なお、契約は森林管理署長が承認する金額をもって行うこととする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記4の(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2の(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札当

日の締切り前に２の（１）の資格の認定を受け、かつ、分任支出負担行為担当官による競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）詳細は入札説明書による。

本公告に係る造林事業請負及び林産物販売における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業林産物売買契約約款
国有林野事業造林事業請負契約約款

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款交付日は本公告日とすることとしますので御承知おきください。

国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定しています。詳細については、林野庁ホームページを御覧ください。

造林事業請負予定価格積算要領

（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>）

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページを御覧ください。

（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）